一般社団法人明智継承会 会員規約

第1章 総則

第1条(目的)

本会員規約(以下、「本規約」とする)は、一般社団法人明智継承会(以下、「当会」という) の会員制度について定めるものとする。

当会は、入会希望者(以下、「申込人」という)が当会の運営する会員制度への入会申し込みを受領した時点で、申込人が本規約に同意したものとみなす。

第2条 (会員)

当会の「会員」とは、当会の目的に賛同して、所定の手続により本会員制度への入会を申し込み、代表理事により入会を承認された個人、法人または団体であり、次の2種とする。

正会員: 当会の目的に賛同し、自らの専門性を活かし当会の運営に自ら協力 する個人、法人または団体とし、定款第6条に定めるとおり当会の正会員をもって 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の 社員とする。

賛助会員: 当会の目的に賛同し、当会を賛助するために入会する個人、法人また は団体とする。

第3条(会員規約の変更)

- 1. 当会は、当会の円滑な運営を図るために必要と判断した場合、理事会の議決による承認を経て、本規約を変更することができる。
- 2. 本規約を変更した場合、WEB サイトおよび会報・E-Mail にて会員へ変更を通知する。

第2章 入会と退会

第4条(入会)

当会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を当会に提出し、代表理事の承認を得なければならない。代表理事の承認をもって、正会員または賛助会員となる。

第5条 (入会申込みの不承認)

当会の会員になろうとする者に、以下に記載の行為が認められた場合、入会申込の承認を 得ることができないことがある。

(1) 入会申込書に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合。

- (2) 入会申込書提出後、所定の期間を経過しても会費の納入がなされない場合。
- (3) 過去に当会から会員資格を取り消されたことがある場合。
- (4) その他、当会が会員と認めることを不適当と判断した場合。

第6条(会費)

- 1. 入会金及び会費は納付案内に記載の通りとする。
- 2. 会費は年会費制とし、当会発行の請求書により、一括で振替用紙にて振替納入するものとする。

ただし、新規入会の場合には、申込人が当会に入会の申し込みを行い、当会より振替 用紙を受領してから7日以内(土日祝祭日を除く)に会費を納入するものとする。

3. 会員が既に納めた会費については、その理由を問わず、これを返還しないものとする。

第7条 (有効期間)

1. 本規約に基づく会員有効期間は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。 年度の途中での入会に関しては入会日から年度末(3月31日)までを会員有効期間と するが、年度の途中での入会においても年会費は一律とする。

ただし、令和2年度は7月1日から翌6月30日まで、令和3年度は7月1日から3月31日までを会員有効期間とする

2. 期間満了日の1ヶ月前までに、会員から当会に対し、退会届を提出した場合を除き、 更に会員期間を1年間ずつ自動更新するものとし、以後も同様とする。

第8条 (変更の届出)

- 1. 会員はその名称、会員代表者、住所、連絡先等、当会への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の登録事項変更届を当会に提出するものとする。
- 2. 会員が、本条第1項の変更申込を行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、当会はその責任を一切負わないものとする。

第9条(任意退会)

会員は、当会所定の手続きにより、時期を問わず任意に退会することができる。ただし、未 払いの会費等がある場合には、会員は退会後も当会に対する未払い分の支払いを免れない ものとする。

第10条 (会員資格の喪失および除名)

当会は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合、会員への事前の通告なく会員資格を取り消し除名できる。

- (1) 他者または当会の名誉、プライバシー、著作権、肖像権の侵害および、信用等を傷つける行為、または会員としての品格を損なう行為があったと当会が認めたとき。
- (2) 会費の納入が、継続して1年以上されなかったとき。
- (3)本法人のサービスを通じて、他会員の連絡先、プロフィール等の個人情報を収集する行為。また入手した情報について複製・公開・配布・出版・販売等を行う行為があったとき。
- (4) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (5) 本規約又は、その他当会が定める規則に違反したとき。
- (6)総正会員が同意したとき
- (7)当該会員が死亡し、失踪宣告もしくは破産手続き開始決定を受け、または解散した時
- (8)当該会員が、成年被後見人または被保佐人となったとき
- (9)その他、本法人が会員として不適格と認める相当の事由が発生したとき。

第11条(会員資格喪失に伴う権利および義務)

- 1. 会員が前条の規定によりその資格を喪失または除名がなされた場合、当会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、会費の納入等未履行の義務については、これを免れることはできない。
- 2. 当会は、会員がその資格を喪失した場合でも、既納の入会金、会費その他の拠出金品および物品は、これを返還しない。
- 3. 会員が会員資格を喪失した場合においても、第10条1号、3号の行為の禁止を継続する。

第 12 条(会員名簿)

- 1. 当会は、会員の氏名または名称および住所、電話番号、E-Mail アドレスなど連絡先を記載した会員名簿を作成し、当会の事務所にて保管する。
- 2. 当会が収集した前項記載の会員の個人情報は、別添「個人情報保護方針」に基づき適正に管理、運用する。

第3章 損害賠償責任

第13条(損害賠償責任)

会員が本規約及び本規約に基づく諸規則に反する行為またはそれに類する行為によって当会が損害を被った場合、当該会員は当会が受けた損害を当会に賠償する。

第14条(効力の範囲)

任意退会もしくは会員資格の喪失および除名を受けた場合においても、前条の規定は継続され

第4章 その他

第15条 (規約外事項の取り扱い)

本会員規約に定めのない事項は、社員総会の議決をもって必要都度定めるものとする。

以上